

岐阜県から  
のお知らせ

## 新型コロナウイルス感染症

# 緊急事態宣言発令中（～9月12日）

### 1 県民の皆様へ

- 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛を要請します。【法第45条第1項】
- 特に、混雑した場所等への外出を半減するようお願いいたします。
- 20時以降の不要不急の外出は避けてください。
- 外出する必要がある場合、同居家族以外と一緒の行動は控え、混雑している場所、時間を避けて行動してください。
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や要請に応じていない飲食店等の利用を控えてください。
- 不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動は、極力控えてください。
- 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請します。【法第45条第1項】

### 2 事業者の皆様へ

- 業種別ガイドラインの遵守を要請します。【法第24条第9項】
- 在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すとともに、職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組みを進めてください。
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制してください。
- 人数管理、人数制限、誘導等の「入場者の整理等」「入場者に対するマスクの着用の周知」、「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」等、特措法施行令第12条に規定される各措置を要請します。【法第45条第2項等】
- イルミネーション等、屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯等の協力をお願いします。
- 飲食店等に対し、休業又は営業時間の短縮等を要請します。【法第45条第2項】
- 県内全域の大規模な集客施設（生活必需物資・サービスの提供施設を除く）に対し、営業時間の短縮等を要請します。【法第24条第9項】

### 3 公有施設の休館等

- 人流抑制のため、県内全域において、県有施設の原則休館または新規予約の停止を実施。既に予約されている分については、中止等を要請することとし、利用される場合に当たっては、感染防止対策を徹底するよう要請。市町村に対しても、地域の実情に応じ、同様の取組みを要請。（高山市でも同様の対応をされています。）

### 4 イベント等の取扱い

- 県、指定管理者主催の緊急事態措置期間中のイベント及び講座については、原則中止・延期または無観客で開催。市町村に対しても、同様の取組みを要請。
- 民間のイベント等の催事について、主催者の方に対し以下の「収容率」「人数上限」のいずれか小さい方を限度とし、開催いただくよう要請します。【法第24条第9項】  
収容率:50%以内 人数上限:5,000人 開催時間:21時まで

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第7弾)の早期支給分の申請

今回の緊急事態宣言に伴う、飲食店に対する休業等の要請に係る協力金の申請は、要請期間終了後の受付となりますが、希望する事業者の方に協力金の一部を早期に支給する制度が設けられました。（早期申請をされる方は、期間終了後の本申請を売上高方式で行う必要があります。）要請期間終了後に、本申請で全額申請することも可能です。

早期申請できる方は、第2弾以降に2回以上受給実績がある事業者で、支給額は要請期間のうち前半の8日分(32万円)となります。

申請受付期間:8月30日(月)～9月10日(金)

詳しくは



岐阜県協力金7弾早期支給

検索

## 事業継続力強化計画セミナー

近年豪雨災害が頻発しています。豪雨だけでなく地震や新型コロナウイルスなど突発的に発生する災害は皆様の事業に大きな影響を及ぼす可能性があります。災害に備えた事前対策や発生時の初動対応を考えておく「事業継続力強化計画」は、発災後に早期に復旧し事業を立て直すうえでとても重要です

日時:9月15日(水)13:30~15:30  
会場:高山北商工会(高山市国府町広瀬町886-1)  
講師:事業継続主任管理士 伊藤哲夫氏  
内容:計画の必要性、策定手順、質疑応答  
※終了後、ご希望により個別相談を承ります。

この「事業継続力強化計画」には国の認定制度があります。認定を受けると以下のような国の優遇策を受けることができます。

- ✓日本政策金融公庫の低金利融資
- ✓信用保証枠の追加
- ✓防災・減災設備の税制優遇
- ✓ものづくり補助金審査時の加算

参加  
無料

受講を希望される場合は、**9月10日(金)までに**商工会へお申し込みください。

## 新型コロナウイルス感染症関連経済対策 申請期限は9月30日です!!

### ◆岐阜県売上減少事業者等支援金

令和3年4月~6月に実施された緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「不要不急外出自粛等」の影響により、**売上が30%以上50%未満減少した中小法人・個人事業者等**の事業継続を支援するために給付されます。

### ◆高山市事業継続応援給付金

岐阜県による非常事態宣言やまん延防止等重点措置区域に指定されたことに伴い大きな影響を受けたものの、**県の休業協力金や県独自の一時支援金が行き届かない市内事業者**に対して、高山市独自の事業継続を応援するための給付金が支給されます。

### ◆岐阜県飛沫感染防止対策事業費補助金

飲食店における飛沫感染を防止するために、アクリル板等の遮へい物の購入費に対し補助されます。

上記の支援金・給付金・補助金の詳細については、8月号商工会だよりをご覧ください。

## 氷河期世代人材の再評価による 人材確保戦略セミナー

無料

岐阜労働局委託事業

ワークショップを活用した採用課題の明確化と、氷河期世代人材の再評価及び活用メリットを改めて考えるセミナーを通じて、それぞれの企業に合った人材確保の在り方を見出していきます。

WEBセミナー

日時:9/15(水) 14:00~16:00

※Teamsにて開催予定

受講の申し込みやお問い合わせは

☎052-220-3303 (株)人材企画

## 高山南商工会会員親睦ゴルフコンペ 参加者募集中!

日時 令和3年10月4日(月)  
午前9時30分スタート  
会場 鈴蘭高原カントリークラブ  
申込 9月14日(火)までに商工会へ

◆新型コロナウイルス感染症の状況によっては、延期または中止する場合があります。

## 商工会長旗 野球大会は中止

9月12日に予定していました高山南商工会長旗争奪野球大会は、緊急事態宣言の対象地域となったことを踏まえ、中止させていただきます。

## 最低賃金が改正されました 令和3年10月1日から 最低賃金は880円/時

「2021夏のキャッシュバックキャンペーン」  
参加店の皆さまへ

金券の換金請求は**9月17日(金)まで**

高山南商工会公式LINE

最新の情報を速やかに  
お届けします。



LINEID @898bgwtd

# 高山南商工会

<https://www.gifushoko.or.jp/takayamaminami/>

本 所 ☎52-3460

e-mail:t-minami@ml.gifushoko.or.jp

朝日支所 ☎55-3529